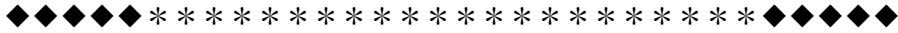


第12期サステナビリティ経営研究会 第4回研究会プログラム報告

《テーマ》『 統合報告と保証 』



○最先端講座「統合報告と保証」

青山学院大学大学院 会計プロフェッション研究科 准教授 牟禮恵美子氏

財務報告、サステナビリティ報告、統合報告の3つの企業報告を対象に、報告の概要、保証状況、必要性、概念および保証について紹介された。

財務報告は投資家・債権者を対象にして概念フレームワークや一般に認められた会計原則に基づいて、利用者の意思決定に有用な情報を報告する目的で、開示する。サステナビリティ報告は、ステークホルダーへのアカウントビリティを果たすため、GRI ガイドライン等に基づいて、企業がいかに持続可能な発展に向けた行動を行っているかを開示する。統合報告は財務資本提供者に対し IIRC フレームワークに基づいて、企業がいかに長期にわたり価値を創造するのかを目的に、アニュアルレポート等とリンクさせて開示する。記載内容として、財務報告書は財務諸表（金額情報中心）とそれを補完する情報である。サステナビリティ報告書は戦略・ガバナンスをベースに、トリプル・ボトムラインに関するマネジメントとパフォーマンスの情報である。統合報告書はビジネスモデルを中心に、多様な資本による価値創造プロセスに関する情報を開示し、戦略的焦点と将来志向に注目し、簡潔性と情報の結合性およびステークホルダーとの関係性を強調している。

企業報告の保証状況について。財務諸表の保証は法規制により、公認会計士により実施される。財務諸表監査における適正性は、財務諸表に重要な虚偽表示がないことを意味し、自ら入手した証拠に基づいてその意見を表明する。また、財務報告における非財務情報に対して、国際監査基準では、財務諸表との矛盾を識別するため、すべての情報を通読しなければならないというレベルの手続を求めているが、非財務情報の内容を積極的に保証するものではない。なお、欧州各国では会社法の規定により、財務諸表監査に対する意見とは別に、取締役報告書やコーポレート・ガバナンスの報告について、意見が求められる。つぎに、サステナビリティ報告書の保証は、主に会計事務所、ISO 審査機関およびコンサルティング機関により実施されているが、法規制の対象ではない。

2014年7月、IIRCは統合報告の保証について考えるための出発点として、論点整理と質問の2冊の文書を公表した。この文書の公表の背景として、フレームワークのドラフト段階への回答の多くに保証への見解が見られたこと、フレームワークが公表され、保証の重要性が高まってきたことが挙げられている。この文書は主として、保証基準設定者が適切なガイダンスや基準を開発するための議論を提供している。質問へは2014年12月までの回答を求めており（締め切り済み）、2015年の前半にはフィードバックのサマリーを公表する予定である。

一般に、保証業務は利用者の信頼性を高めるために実施される業務であり、業務において適切な主題、適合する規準、保証水準、証拠の入手、保証実施者の能力および保証報告書などを考慮しなければならない。当該文書では特に、統合報告の保証に関して、保証の枠組みへの適合性、作成プロセスの保証、報告内容の保証、保証水準、保証業務実施の際の考慮事項等の論点が示されている。文書では、フレームワークが保証のための規準としての適合性を満たすと結論付けている。ただし、原則主義に基づく高いレベルの判断が、多様な結果を導き出す可能性があり、規準の適合性に疑問を持つケースも生じる。今後のフレームワークの改善、実務の進展により、適合性の強化が期待される。また、保証にあたってはさらなるガイダンスが必要となる点も多い。また、統合報告の実際の保証業務実施において、ISAE3000 や過去財務情報に関する監査基準などの現在ある保証基準は、保証業務の基盤として有用であるが、統合報告の全体的アプローチからは、保証における統合されたアプローチの必要性も示唆されている。

○企業事例報告「日立化成の統合報告について」

日立化成株式会社 CSR 統括部 秋葉美穂氏

日立化成の事例報告として、日立化成の企業概念、CSR 活動およびアニュアルレポート（統合報告）の作成について説明があった。日立化成の源流製品は絶縁ワニス、積層板、カーボンブラシと絶縁ガイシであり、現在の重点事業領域は、情報通信・ディスプレイ、環境・エネルギー、ライフサイエンスおよび自動車・交通インフラだ。日立化成の製品は、デジタル家電や自動車といった身近な製品に「材料」や「部品」として使われ、「縁の下の力持ち」として製品の機能・性能の向上に貢献している。また、現在、日立化成は世界の主要な SRI（社会的責任投資）インデックスである DJSI-AP、FTSE4Good、MS-SRI、MSCI に組み入れられている。

日立化成では、2004 年度に「CSR 室」を設置し、コンプライアンスや社会貢献の業務を行ってきたが、2010 年度に「全ての管理部門は、それぞれのステークホルダーに向き合い、サービスを提供する部門である！」との社長方針により、人事や財務、品質保証や環境安全、広報・IR や法務などを包括した「CSR 統括部」を設置した。ここに特徴がある。内部監査等リスクマネジメント関係部門については、他部門から独立した社長直属組織として設置している。

CSR 活動の流れとしては、1999 年から環境に関する年次報告書を発行し、2004 年に CSR 室が設置され、コンプライアンス、社会貢献を担当することになった。また、CSR 活動にかかわるグループ全体の方針を決める「全社 CSR 会議」を開始し、グループ全体で CSR を推進する「CSR 取組み方針」を制定、従業員の CSR 教育用「CSR ガイドブック」も作成して全従業員に配布した。この時期に、第 1 期の CSR 中期計画を開始した。報告書にも CSR の要素を加え「社会・環境報告書」として発行した。「社会・環境報告書」には、これまでの環境報告に加え、事業概要で中期経営方針を説明し、そして「社会性報告」の章を設

けて、品質保証、人権・機会均等、人材活用、安全衛生、社会貢献などの情報を掲載した。さらに、最終ページに CSR 経営についての思いを掲載した。ステークホルダー相関図を掲載し、持続可能な循環型社会の形成を旨とすることを明記した。2005 年からは、社会的責任報告書に名称を変更。2004 年度の CSR 活動を各ステークホルダー向けの活動に章分けし、「第三者意見」も記載した。2006 年からは、アニュアルレポート、社会的責任報告書、知的財産報告書を前年度の活動を報告する三大レポートとして位置づけた。2010 年に、CSR 統括部が設置され、人事、財務、広報など管理部門を統括することとなる。2011 年から第 2 期 CSR 中期計画を開始し、アニュアルレポートと CSR レポートの統合を決定。2012 年から統合報告書「アニュアルレポート 2012」を発行。2014 年には、IIRC フレームワークを採用した統合版アニュアルレポートを発行した。

日立化成のアニュアルレポート(統合報告)の作成においては、国際的認知度の高い IIRC、DJSI、GRI を組み合わせ、自社の財務状況・非財務状況に関連する「マネジメント」および「情報開示」の課題分析を実施した。IIRC、DJSI、GRI のいずれにも関連する課題はマテリアリティと KPI であり、これらを開示するために、まずはマネジメント側の取組みをグレードアップさせることが必要だと認識し、改善を行った。

マテリアリティ分析は 3 つのステップで行った。ステップ 1 は環境分析と課題の抽出、ステップ 2 はビジネスならびにステークホルダーにとっての重要度の分析とマテリアルな課題の特定、ステップ 3 は執行役会での検討・決定だ。統合報告の作成において、読者であるステークホルダーにとって報告書全体の構成がどうなっていると一番効率に読むことができ、わかりやすいのかということにも工夫を凝らした。そのために、IIRC のフレームワークを利用することとした。日立化成では、企業理念である「時代を拓く優れた技術と製品の開発を通して社会に貢献すること」を実現するため、さまざまな資本をインプットし、事業活動を行っている。事業活動を行う上では、適切なガバナンスのもと、リスクと機会を常に意識し、戦略を立てて資源配分を行っている。それによって、技術と製品をアウトプットし、長期的にさまざまなステークホルダーに価値を提供しながら、継続的な成長を図っている。価値創造プロセスのインプットは、財務資本、製造資本、知的資本、人的資本、自然資本、社会・関係資本の 6 種類から 22 項目を抽出して、5 年分のデータを掲載した。日立化成の事業活動では、マテリアリティ分析で重要度が高いと分析した 12 の事業活動について掲載。そして、事業活動の結果として、日立化成の主要な製品・サービスをアウトプットとして掲載した。最後にアウトカムは、ステークホルダー／社会へ提供する価値について 23 項目を抽出し 5 年分のデータを掲載した。

資本をインプットし、事業活動により製品・サービスをアウトプットし、ステークホルダーに価値を提供する。この流れで来年度のレポートも構成する予定だ。ただし、課題が 2 つある。マテリアリティに関連する KPI の開示と環境・社会データの第三者保証だ。2014 年度版で特定したマテリアリティごとに、関連するリスクや機会を整理し、目標達成に向けた KPI を特定し開示する予定だ。また、2014 年度に対応できなかった環境・社会データ

の第三者保証については、DJSI の要請にこたえるレベルの、独立した第三者による保証を、環境データと社会データに付与する予定だ。